

平成28年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成28年9月12日（第7日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川崎一平 | 10番 | 秀島和善 |
| 2番 | 前田弘次郎 | 11番 | 井崎好信 |
| 3番 | 溝口誠 | 12番 | 大串弘昭 |
| 4番 | 大串武次 | 13番 | 内野さよ子 |
| 5番 | 吉岡英允 | 14番 | 西山清則 |
| 6番 | 片渕彰 | 15番 | 岩永英毅 |
| 7番 | 草場祥則 | 16番 | 溝上良夫 |
| 8番 | 片渕栄二郎 | 17番 | 久原房義 |
| 9番 | 久原久男 | 18番 | 白武悟 |

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------|-----------|------|
| 町長 | 田島健一 | 副町長 | 百武和義 |
| 教育長 | 北村喜久次 | 総務課長 | 本山隆也 |
| 企画財政課長 | 井崎直樹 | 税務課長 | 木下信博 |
| 住民課長 | 門田和昭 | 保健福祉課長 | 大串靖弘 |
| 長寿社会課長 | 矢川又弘 | 生活環境課長 | 門田藤信 |
| 水道課長 | 喜多忠則 | 下水道課長 | 堤正久 |
| 農業振興課長 | 鶴崎俊昭 | 産業創生課長 | 久原浩文 |
| 農村整備課長 | 山口弘法 | 建設課長 | 荒木安雄 |
| 会計管理者 | 小池武敏 | 学校教育課長 | 松尾裕哉 |
| 生涯学習課長 | 千布一夫 | 農業委員会事務局長 | 西山里美 |
| 代表監査委員 | 吉村秋馬 | 収納対策専門監 | 川崎直 |
| 主任指導主事 | 石橋佳樹 | | |

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

| | |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 吉岡正博 |
| 議事係長 | 中原賢一 |
| 議事係書記 | 峯茂子 |

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。
15番 岩永英毅 16番 溝上良夫

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

13. 井崎好信議員
1. 白石玉葱ブランドの確立について
2. 有明海沿岸道路について

14. 西山清則議員
1. 白石農業に活力を！
2. 小中学校の再編を

日程第3 議案第49号 平成27年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について
(総務部門の質疑のみ)

日程第4 議案第57号 平成28年度白石町一般会計補正予算(第3号)
(総務部門の質疑のみ)

9時30分 開議

○白武 悟議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。

日程第1

○白武 悟議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、岩永英毅議員、溝上良夫議員の両名を指名します。

○門田和昭住民課長

訂正をお願いいたします。
先日、前の日の一般質問で国保の現状周知、取り組み、今後の重点事項についての質問の際、取り組みについての答弁でジェネリック薬品の差額通知の数を1,043通と申しましたが、333通の誤りでございました。申しわけありません。

日程第2

○白武 悟議長

これより一般質問を行います。

本日の通告者は2名です。

順次発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

皆さんおはようございます。

昨日は町内の分館対抗のソフトボールなり、あるいはまた私らの地域では台風の影響で1週間おくれたの風まつりということでございました。皆さん方、土日いろいろとお疲れのことだったかと思えます。土日を挟みますと気が緩みがちでございますけれども、緊張感を持ってやらせていただきたいというふうに思えます。

議長の許可をいただきましたので、私は大きく2点につきまして一般質問させていただきますというふうに思えます。

まず初めに、白石のタマネギブランドの確立に向けてというふうなことでございます。

タマネギのべと病対策につきましては、私も6月の議会で取り上げましたけれども、今回も4名の方が取り上げていらっしゃいます。重複する部分は除きまして、私なりの視点なり、あるいは観点から質問させていただきたいというふうに思えます。

タマネギの生産者の皆さん方は、昨年のはしなないぞというふうな強い気持ち、思いで、苗床の準備なり、あるいは今から始まります播種作業に精を出されていくものだというふうに思っております。

まず1点目に、新聞あるいはテレビ等で報道もなされておりましたけれども、県のほうでべと病の対策に5,800万円程度の補正予算をつけられたというふうなことがございました。べと病対策として交付されるようでございますけれども、白石町として白石農家に対する支援策はどのように考えていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○鶴崎俊昭農業振興課長

まず、町の支援策ということでございます。先ほど議員がおっしゃいましたように、県のほうで約5,800万円のタマネギべと病緊急特別対策事業として補正をなされております。これは県が発表した事業内容ということでございますけれども、5点、県が掲げております。

1つが、発生生態の解明及び防除対策の確立、2番目、防除技術の早期実用化のための現地立証試験、3番目、一斉防除のためのマンゼブ剤の共同購入費用に対する補助、4番目、罹病株の償却費用に対する補助、5番目としまして農家の取り組みを促すための啓発事業ということでございます。この中で白石町が絡みますといいますが、県と一緒にやる支援策といたしまして、まだ見解のほうも町のほうも補正予算の審議が後でございますので、一応表題だけということで御紹介をいたしたいと思っております。

まず、県が絡みますものにつきましては、白石町罹病株抜き取りに関する焼却運搬費補助、それからもう一つ県が絡むものとして一斉防除用薬剤購入補助金、この2つには県の補助がありまして、町もそれに絡んでまいります。それから、町独自といた

しまして、今度の9月議会に補正をお願いしておりますタマネギべと病対策借入資金利子補給補助金というものにつきまして、これは町単独でございます。

以上のように、県と歩調をとりながら町の支援策ということでやってまいりたいと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

今回5点を支援策として上げてるといふようなことでございます。タマネギ生産者の方も、こういった経済的な支援という、本当に助かる支援だろうというふうに思います。

町の単独事業として、借り入れに対して0.1%というふうなことでございますけれども、私はもう少し0.2%でもいいじゃないかというふうな思いをしておりますけれども、これはお聞きするところによりますと、政府資金なり、あるいは公庫資金が0.1%というふうなことから0.1%にというふうなことだったというふうな理解をしております。こういった一斉防除なり薬剤購入、予防を重点とした、防除体制というふうなことで、生産所の方も非常に助かる事業、支援かなと思っております。

それでは、2点目に移すけれども、8月19日、福富のゆうあい館で県のべと病対策緊急の研修大会があつておりまして、私も勉強のために参加をさせていただきました。山口知事も来賓として見えられておりまして、知事も白石のタマネギのべと対策に強い思入れを入れられておりました。その中でタマネギの花言葉は、不死という言葉を紹介されました。タマネギは不死鳥のごとくよみがえって、今後いい結果を出したことで満足をしていかれたらと、いかなければならないというふうに思っております。

その中で栽培の平成28年度のべと病に至った要因なり、あるいはまた29年度に向けた取り組みの紹介をされておったわけでございます。その中で優良事例として、2人の方、白石町の方、そしてまた武雄市の方がリレー報告をされました。そのときに栽培ポイントとして、土づくり、そして排水対策、そしてまたデッキの防除というふうなこと、3点を挙げられておったかと思えます。お二人とも土づくりが本当に重要だというふうなことを発表されておりました。今回町としても、今回の補正で土づくり対策補助金として補正予算で100万円を計上されとったものを今回の補正で倍額の200万円というふうな補正をされております。これが2,000トンというふうな供給だったかと思えますけれども、町内の畜産農家あるいはJAの堆肥センター、2,000トンというのは供給はできるだろうかというふうな疑問を持つわけでございます。

私はJAの白石地区の方とお話をする機会がございまして、到底そんな堆肥は足りないというふうなことで、これは夏はというふうなことでございましたが、唐津地区に畜産農家で余るといふふうなことで白石地区にやってよかばいというふうな、そういうふうな話し合いができてるそうでございます。しかしながら、唐津地区となりますと運搬が1時間近くかかるわけでございまして、そういった運搬経費がかかるわけでございます。運搬経費、運搬コスト、その分を町でというわけにはいかんだろうかというふうなところで今回の質問をしてるわけでございますけれども、その辺の御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

議員がおっしゃいましたように、研修大会におきましては土づくりの重要性、特に強調をされておったわけですが、町でやっております土づくり推進事業費補助金、これにつきましては最初の目的、もちろんタマネギだけではなく、ほかの農産物全部合わせてとにかく地力が落ちていると、土づくりが大事だということでこういう補助金をつくったようなわけでございます。

まず、町内だけで今回補正の数量でございます2,000トン、まず無理ではなかろうかということで、これにつきましてはJAのお話も伺いました。確かに今おっしゃったように、唐津からの搬入ということもなされております。しかし、これにつきましても、もうほぼ出たというふうな感触だということでございます。JAとされましては、もう町外はもちろん県外まで目を向けなければならないというお話はされております。

それから、唐津に限らず運搬費が発生するというので、それに対する補助ができないかというお話でございますが、これもJAの方とお話をして、もちろん運搬費、発生をいたします。ただ、これを農家に対する堆肥の小売価格に、今のところ添加とか上乗せは考えていないということのお話をいただいております。JAとしても、言葉は適切かどうかはあれですけど、とにかく企業努力というようなことで何とか頑張っていきたい、今土づくりに向かってこの機運ができていますと、タマネギだけに限らず、そういうことでJA、町一体となって土づくり、この機に大いにできればなという感覚を持っております。JAの運搬費に対する補助というものにつきましては、現在のところは考えていないところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

JAのほうも、上乗せを町外からの遠隔地に対する、持ってくる堆肥としては上乗せは考えていないというふうなことであれば、それはもうそれで結構だろうというふうに思います。この堆肥、本当は2,000トンというても、反4トンとしましても500ヘクタールなわけでございます。本来はもっとほかの園芸も含めて、本当は3,000トンぐらいの供給があると私は今後は思います。本当は、この町内に堆肥センターを1つぐらい、3,000トンぐらいの供給ができる堆肥センターを、本来はこれだけの園芸、露地作物を含めて園芸が盛んなところでございますので、堆肥センターをつくって供給するのが本当だろうと思いますけれども、しかし町内には畜産農家の方も減っております。そしてまた、そういう原料がないというところで、それは無理かなというふうな思いもしております。

昨年11月に産業建設常任委員会のほうで大分県の臼杵のほうの堆肥センターを視察したわけでございますが、ここは年間2,000トンという堆肥、完熟堆肥でございますが、豚糞そして草木を入れた一次発酵、二次発酵までして、6回ぐらい繰り返して完熟堆肥を供給されております。そういうところで土づくりをやっていくのが本来だろうと思いますけど、先ほど申しましたように、原料がないというふうなことで、遠

くから余った堆肥をして供給を努めていくというふうなところになるかというふうに思います。上乘せにならなければ私どももこの質問はしなくてもいいわけですので、その辺今後のJAとの話し合いの上で供給に努めていただきたいというふうに思います。

あと、堆肥は散布するのが問題だろうかというふうに思います。大量の堆肥でございますので、人力で、スコップでするわけにもいかないわけでございます。今畜産農家の方が持っていらっしゃるトラクターに牽引をして散布するというのは、マニアスプレッター、それを使った散布です。それと、これもJA白石地区の方と話し合いの中で、今ブロードキャスターという、トラクターの後につける施肥機なり、あるいは土塊材を散布する円形のブロードキャスターがあるわけでございますが、この大型のほうがことしから攪拌をするような装置がついてるそうでございます。これも試験的に唐津から持ってきた堆肥を使って散布試験をされたそうでございますが、うまく堆肥が攪拌することによってうまくふれたというふうなことでございます。こういった機械を導入しての散布が結構かと思えますけれども、今補正の中にも出てきておりました栽培園芸農業者育成対策事業の中で露地、園芸の中のタマネギの収穫期なり、あるいは定着期なり、そういったことが対象になっておりますけれども、この機種の中に、先ほど質問しましたマニアスプレッター、トラクターの後へ引くスプレッターとブロードキャスターを集落への単位で1台ずつでも導入をされて、そしてこういった散布がスムーズにいくようなシステムをつくっていかねばならないと思うわけですので、2機種は栽培園芸農業者育成対策事業の中に、メニューの中に盛り込むわけにいかないかというところでお尋ねをします。

○鶴崎俊昭農業振興課長

まず、土づくりのための堆肥の散布での機械でございます。

議員がおっしゃったブロードキャスターにつきましては、質問の中にありました施肥それから土塊材の散布というものが主な機能だと聞いております。これにつきましては、栽培園芸農業者育成対策事業の対象機械としては対象外ということを確認をいたしました。それから、本来堆肥散布に用いますマニアスプレッターですが、これは栽培園芸の対象になるということで、これにつきましては本来の堆肥散布機でございます。それをもちまして、堆肥散布、土づくりができればというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

マニアスプレッターにつきましては対象になるというふうなことで、ブロードキャスターは本来施肥機だというふうなことで対象にはならないだろうというふうな感触でもございました。この辺、町長に伺いますけれども、先ほど堆肥、土づくりが大事だというふうなことから今回堆肥の補助というふうなことでございますけれども、こういった堆肥センターをつくるような、そういった今後お気持ちがあるのか、あるいはまた2,000トンもの、今は2,000トン、ことし2,000トンですけれども、今後も

つと需要が伸びてく状況にあるわけです。こういった補助としてどういうふうな考え方をもちなのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○田島健一町長

議員から堆肥センターについての御質問をいただきましたけど、現在堆肥センター、当地区においては農協さんが今やってらっしゃるというふうに認識をいたしております。これについても畜糞だけじゃなくて、いろんなものをまぜてつくってらっしゃるというふうに伺ってるところでございます。今回のべと病にかかわらず、農産物、いい園芸、作物をつくるためにはどうしても土づくり、その中には有機堆肥というのが必要だというふうに思います。これを自分の町だけで生産するのがベターだというふうに思いますけども、材料というのが畜産農家の方からも糞尿が必要になるわけでございます、その量がいかにあるのか、現在の農協さんの堆肥センターが能力的にどうなのか等々も踏まえながら、検討していく必要があるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

いずれにしても、今後はこういった堆肥を使った農業に大きく変わっていく可能性も強いと私は認識をいたしております。そういうことからして、いろんな面から検討をする必要があるんじゃないか、その中においては町独自ということじゃなくて、農協さんであるとか畜産の部会さんであるとか、いろんな方たちとの打ち合わせ、勉強をしながら検討してまいりたいというふうに思うところでございます。

また、機械の補助という話もございました。これについては、栽培園芸という園芸に特化したところでの機械となれば、先ほど課長が答弁いたしましたとおり、汎用機械、米麦にも使えるというようなことになってしまうと栽培園芸の事業では使えないというようなお話でございますので、そこら辺についても制度といいますか、事業のメニューがもっと緩和にできるかできないか等々については内部でも十分に検討し、また県にもお願いをしていくことについてはお願いをしていかないかなというふうに思うところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

それでは、栽培園芸農業者育成対策事業の中にマニアスプレッターはいいだろうというふうなところで答弁をいただきましたので、ことしにでも早急にそういった導入ができるように、そしてまた農家の皆様方にその辺の周知をお願いしたいというふうに思います。

土づくりはすぐに効果は出ないわけでございます。数年先を見据えた、こういったことで取り組む必要があるというふうに思いますので、今後とも御支援のほどをよろしくをお願いしたいというふうに思います。

3点目に、べと病の根絶に向けていろいろと対策が打ち出されております。徹底した防除などを考えるときに集団管理というふうなことが必要になってくるというふうに思いますけれども、どのように考えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○鶴崎俊昭農業振興課長

防除関係につきましては、とにかく一斉防除が重要だということです。先日も話しましたように、空気感染ということで自分の圃場は防除をいつもしてるけども周辺がされてないということであれば、やはりそこに発病すれば自分のところも移る可能性はあるというふうなことで、一斉防除の重要性につきましては、先月8月19日に行われました緊急研修大会でもその辺の認識は示されておるところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

研修会でもそういったことが発表されたというふうなところでございますが、そのときの申し合わせというか、ことしはこれだけは生産者で取り組んでくださいというふうなことがあったかというふうに思いますけれども、その辺をお知らせをいただきたいと思います。

○鶴崎俊昭農業振興課長

緊急研修大会につきましては、佐賀県下全部のタマネギの関係者が一堂に会してということでもございました。その中で大会決議ということで、4つの点が確認をされております。

1つ目が、堆肥や土壌改良材の投入などにより地力の回復に努め、べと病に負けない土づくりを実践する。2番目、適切な弾丸暗渠や明渠を確実に実施するとともに、丁寧な耕起や高畝栽培などによる排水対策を実践する。3番目、育苗床から本圃にわたり予防重点の薬剤防除に取り組むこととし、特に重点防除機においては継続的な薬剤防除、これは7日間間隔ということですが、それを実践する。4番目、べと病の拡大要因なる越年罹病株の抜き取りと適切な処分の徹底を実践するということが決議をされております。

以上です。

○井崎好信議員

4つの申し合わせがあったというふうなことだったかと思いますが、有機物のシェアなり、あるいは高畝の栽培による排水対策、そして3つ目が定植後の予防による散布、薬剤の実践、7日間隔というふうなことでもございます。そして4番目に、越年罹病株の徹底した抜き取りというふうなことで、3番、4番なんかは集団管理を徹底しなければならぬというふうな思いをするわけでもございます。

1つは参考に申し上げますけれども、のり養殖が私のずっと若いころから、佐賀県あるいは漁協で、集団管理方式というふうなことで管理が今もなされて、そして日本一を堅持しているところかというふうに思います。御存じのように、有明海は干満の差があるわけでもございまして、支柱を建てて、そして網をつり上げて乾湿をして、養殖の方法でもございます。乾湿をしなくて網を低くすればのりはぬぶうわけでもございませぬ。しかしながら、うまみはない、そしてまた病気にも弱いのりが育つわけでもございまして、乾湿をすることによってのりのアミノ酸の含有量が多くなってうまみが出る

というふうなところでございます。しかしながら、そういった抜け駆けをして引きつりをして、そしてそこから病気が発生すると、そういうようなところから、今はもういろんなペナルティーをかけて、今皆さんが一生懸命集団管理に努められております。

御存じのように、有明海はあぜがないわけで、あぜがないというふうなところからそういった集団管理方式をとられておりますが、タマネギのべと病もあぜがあつてないようなものだというふうに思います。先ほど課長の答弁にあったように、集団的に管理をしていくと、越年罹病株も抜き取る人は抜き取って抜き取らない人は抜き取らないという状況ではまたべと病が再発すると、また防除のほうも7日間隔というふうな話もございましたが、なかなか難しい部分もございますけれどもなるべくその辺を守っていただいて指定の薬剤を、そういった感覚で皆さんの的確にやっていただくことがタマネギのべと病の根絶につながっていくというふうに思いますので、その辺を一丸となってやっていくべきものだというふうに思います。

そういったことで、平成29年度におきましては白石町は県内でも有数の責任の産地でございます。こういった生産者の意思の統一をして、そして白石タマネギのブランド確立に向けて取り組んでいただきたいと思います。

タマネギの件はそういったことで終わりました、次に有明海沿岸道路についてを伺いをしていきたいというふうに思います。

この事業は、佐賀県が事業主体でございまして、本町は管轄外でございましてけれども、答弁のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

1点目に、6月22日の大雨による影響で、6月23日に芦刈の南のインターチェンジの下り線出口の盛り土が崩壊をいたしまして、市道へとおりの路面が陥没してはや80日ぐらいたつかというふうに思ひます。いまだ全面の通行どめというふうなことでございまして。復旧のめどが立っていないわけでございますが、白石町の福富区間に影響はないのか、その辺をお尋ねしたいというふうに思ひます。

○荒木安雄建設課長

議員が申し上げられましたように、平成28年6月23日午前0時ごろに佐賀福富道路の芦刈南インターの下り車線出口付近で発生しました道路崩壊の経緯について答弁させていただきます。

この崩壊の原因につきましては、去る8月31日に有明海沿岸道路（佐賀福富道路）軟弱地盤対策工法技術検討委員会が開催され、その原因について、9月1日に新聞紙上等で県から、地震と大雨が主たる原因と発表になりました。詳細に申し上げますと、小城市芦刈町では4月14日の熊本地震で震度4、16日の地震で震度5弱を記録いたしました。これにより、5月10日に出口手前の道路で10ミリの目地の開きが発見されました。また、5月23日におり口で39ミリの沈下、段差が発見されております。さらに、6月22日に1日の降雨量264ミリが記録される大雨が降り、この日の夜8時ごろには段差、亀裂20センチメートルが発生し、翌23日午前0時ごろ道路の亀裂部分から雨水が入り込み崩壊が発生しました。この盛り土崩壊については、被災から5回にわたり、軟弱地盤対策工法技術検討委員会ワーキンググループにより現地調査や地盤調査をもとに解析され、県有明海岸道路整備事務所がその結果を報告されました。

その報告によりますと、熊本地震後、路面沈下や法面に亀裂が入りそこに大雨が流れ込んだことで盛り土が緩み、セメントを柱状に固めた杭が変形し崩壊したと報告されました。また、古い地図を調べた結果、崩壊現場の近くには過去に水路があったこともわかり、もともと周辺の地盤が緩かったこともあわせて報告がなされております。この対策工法については、有明海沿岸道路整備事務所から軽い盛り土の使用や盛り土を支える杭を追加するなどの案が提示されました。しかしながら、これまで申しあげましたことは主たる原因でありまして、まだはっきりとした原因は解明されておらず、これからも軟弱地盤対策工法技術検討委員会の中で審議され、原因究明がなされるようでございます。

続きまして、福富区間の影響について申し上げます。

白石町の福富区間の影響については、六角川から南の福富地区においては軟弱地盤層が厚いことや土の強度が低いことから、軟弱地盤対策工法技術検討委員会からの意見を聞き、試験盛り土を実施されております。また、県では今回の芦刈地区の被災要因をしっかりと調査して、福富の軟弱地盤対策に反映させることが重要だと考えられておられます。

以上です。

○井崎好信議員

原因についても技術検討委員会のほうで、熊本地震、それからその後の大雨による影響というふうなことでございます。熊本地震は震度5弱というふうな、非常に強い揺れがあったわけですが、その当時課長の答弁では亀裂が生じとったというふうなことでございます。亀裂があったときにすぐ対応がなされなかったのか、その辺を対応しておけばこういった大惨事といいますか、大事故には至らなかったんじゃないかなというふうに思うわけでございます。福富インターまで、平成30年の春が完工予定でございますけれども、こういった事故が起きることによっておくれはしないかと、ここが道の駅も建設も並行して始められるというふうなことで、その辺のおくれるようなことはないのか危惧をするわけでございます。その辺の原因がまだはっきりしない中で心配するわけでございます。その辺は、おくれるというふうなことは考えられないですか。

○荒木安雄建設課長

先ほど井崎議員さんが被災したときに対処はどうしたのかという御質問がございましたけれども、一応5月10日に10ミリの目地が開いたときには県では目地の開いた部分に補修テープをなされていたようです。その後5月23日に39ミリの開き、また沈下があったときには、降り口の道路東側に水路がございますけれども、水路のところは一応杭を打ちまして、それに支えの鉄骨、支保工といいますけれども、支保工を水路沿いに全部なされましたけれども、22日の余りの大雨の264ミリ降りましたのでそれに耐えられず、支保工をもろとも持ち上げて、隣の田んぼが2メートルほど隆起をしたところがございます。一応そのように、県のほうでは対処をされていたと聞いております。

それと、先ほど議員がおっしゃいました30年度までに完成はどうかという御質問でございますけれども、今回の芦刈南インターの道路崩壊が発生したことで福富インターまで30年度までに完成することをごさいますけれども、今回の道路崩壊で工期がおくれるというような話は県からまだあってはおりません。先ほど申し上げましたように、現在軟弱地盤対策工法技術検討委員会で原因究明、工法検討をなされておりますので、この結論が出されれば工事の実施及び工期も明らかにされるのではないかと考えております。今の時点では、これ以上のことは申し上げられないところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

熊本地震後にすぐにそういった対応はされたというふうなことでございますけれども、しかし詰めが甘かったといえますか、想定外の事故が起きたわけでございまして、その辺がちょっと甘かったかなというふうな感触を持つわけでございます。福富区間の完工の遅延につきましても、そういったことを心配されないというふうなことでもございます。完工に向けて、福富道路についても建設を進めていただきたいと思います。その事故も被災の時間が夜中の12時というふうなことだと聞いております。幸い、人的被害もなかったようでもございます。そして、車両被害もなかったというふうなことで、それだけが幸いだったかというふうに思います。

次に、2点目に平成25年度から試験盛り土が福富地区であっております。その調査結果と平成38年度に新たな試験盛り土が計画されておりますけれども、地盤改良等の今後再検討の必要について県へ要請する考えはないのかというふうなことでお尋ねをいたしたいと思っております。資料を出していただいておりますので、説明を兼ねまして御答弁のほうよろしくお願いいたします。

○荒木安雄建設課長

平成25年度に実施されました福富地区の試験盛り土の概要は、盛り土高8.5メートル、上幅12メートル、下幅40.8メートルとなっております。地盤改良といたしましては、浅層混合処理、改良圧1.0メートル、深層混合処理直径1.2メートル、長さ13.4メートル、改良率30%と報告を受けております。試験盛り土の結果といたしましては、盛り土立ち上がり後6カ月の時点で盛り土中央部の残留沈下量は15センチメートルと、設計許容値の10から30センチメートルを満足いたしております。また、用地境界付近の水平、鉛直変位は最大5センチメートルであり、設計許容値プラス・マイナス5センチメートルを満足いたしております。しかしながら、盛り土完成後に法面にクラックが確認されたことから、今年度再度4カ所で試験盛り土を実施されており、地元関係機関に説明を行い、現在地盤改良工を行っている状況にあります。その結果に基づいて県へ要望を行っていきたくと思っております。

先ほどの資料説明、この図面を見ていただきたいと思います。

試験盛り土の概要は、先ほど申し上げましたように、上幅が12メートル、下幅が40.8メートルで、盛り土量が1万6,000立方メートルとなっております。浅層改良が

約4,100平米、浅層改良というのはなかなかわかりにくいと思いますが、盛り土の下に厚さ1メートルの基礎をつくるということです。この基礎が一応セメントをまぜるわけですが、試験盛り土のときには粉体のセメントをまぜて基礎をつくっております。

それと次に、深層混合処理1,164本ですが、深層混合処理というのは普通ビルとかをつくる時にはコンクリとパイルとを深く打ちますが、深層混合処理というのは土の中で液体状のセメントをまぜまして、コンクリートの中で柱状に杭のようなものをつくるわけでございます。それで、右側の下にございますように、径が1.2メートル、直径が1.2メートルです。それが杭と杭の芯幅が1.9メートル、この離れがございまして、これをチドリに打っていくわけでございます。そういうことで、杭の長さが13.4メートルでございまして、これが試験盛り土のときには1,164本打たれているということでございます。

それと、その下に示しておりますように、前回の25年度と28年度の比較を申し上げますと、高さとか上幅、下幅はほとんど変わりませんが、浅層改良の高さが25年度では1メートルでございましたけれども、28年度におきましては1.5メートルの基礎の高さとなっております。それと、25年度では、先ほど申しましたように、粉体の改良、セメントの粉体でございましたけれども、28年度ではスラリー改良といたしまして、液体のセメントをまぜて基礎をつくっておられることとなります。それと、あとは浅層混合のところはほとんど変わりません。

それから、下のほうに深層改良フロート1.8メートル、今回1.0メートルとありますけれども、このフロートといいますのは下の支持層、ここにあります砂層とありますけれども、そこまでの離れ1.0から1.8メートル、25年度では離れがこれくらいでしたけれども今回は1メートルとすると。これはどうしてかといいますと、沈下を見て砂層に沈下したときに深層でもつということで空間を設けておられます。

それと、一番下に書いております盛り土施工速度、これは25年度では1日当たり10センチから20センチメートル、積み上げていくのがそれくらいの速度でしたけれども、平成28年度では1日当たり10センチと、半分以下ぐらいで徐々に土を固めていくというような工法をとられて、強度を増すように施工をされていることになっております。

以上で説明を終わります。

以上です。

○井崎好信議員

平成25年度に実施された試験盛り土では、地盤改良としては浅層改良あるいは深層混合処理というふうなことであったわけですが、残留の沈下量は15センチというふうなことで、許容値の10センチから13センチ以下というふうなことで満足しているというふうなことがあったわけですが、そしてまた鉛直変位が最大5センチというふうなことで、これも許容範囲というふうなことだったかと思っております。しかしながら、6カ月後に完成後法面にもクラックが確認されたというふうなこと、これが問題かというふうに思いますけれども、地元関係者へ説明を行って今現在地盤改良

を行ってるといふような状況だったかと思えます。

28年度、今年度は新たにまた25年度とは違う方法と申しますか、一番浅層改良の中で違ったのがセメントの粉体改良からです。今回スラリー改良、液体で改良しているところかといふふうに思えます。盛り土の施工の速度も1日10センチから20センチ、25年度でしたものが28年度は10センチずつと、徐々に盛り土をしていくといふようなことだったかと思えますけれども、こういったことで試験盛り土というのは、建設を済んでから一定の養生期間を持って試験結果を出されるものでもございます。芦刈も試験盛り土はされて、そして本体工事に入られてああいっただ事故が発生しております。事前に不測の事態を防ぐことがこの試験盛り土の目的でもあるかといふふうに思えますので、今回は特にそういったいろんな被害と申しますか、クラック等は発生がないような、十分な、これでもか、これでもかといふような試験工法を用いて軟弱地盤に対応していただきたいといふふうに思えます。

次に、3点目に、これが本題でもございますけれども、福富鹿島線の整備予定区間は超軟弱地盤であるわけでございます。高架による建設工法も一つの選択肢として要請をするべきじゃないかといふふうに思えますけれども、これについてどういったお考えなのかお願いいたします。

○荒木安雄建設課長

まず、井崎議員からの資料請求があつておりましたので、ボーリング調査の結果について御説明を申し上げます。

この図面をお開きください。

これはなかなか字が小さくて見えにくいと思えますけれども、色で見ながらごらんいただきたいと思えます。

この図面は、福富鹿島道路の起点であります福富インターから終点であります有明竜王崎のインターチェンジまでの図面でございます。ここに示してあります層の上部から申し上げますと、青色が有明粘土層で、貝殻片を含む軟弱な粘土層が10メートルから25メートルになっております。薄い緑色の部分が蓮池下部層で、砂まじりの粘土層が13メートルから15メートルの間に2メートルほどございます。

次に、緑色の部分が三田川層で、れきまじりの砂、砂れきの層が15メートルから25メートルの間に3メートルから6メートルございます。濃いピンクは阿蘇4、阿蘇3の火砕流堆積物で、軽石、小礫まじりの火山灰の層がそれぞれ20メートルから30メートルの間に3メートルから18メートルと、35メートルから45メートルの間に2メートルから10メートルございます。

続きまして、薄いダイダイ色が中原層の上部と下部で粘土まじりの砂層、砂質の粘土層と、れき質、砂れき、固結した粘土層がそれぞれ21メートルから35メートルの間に3メートルから20メートルと、35メートルから53メートルの間に5メートルから18メートルあります。薄いピンクは高木瀬層で、貝殻を含む粘土層が27メートルから43メートルの間に5メートルから8メートルあります。

最後に、濃いダイダイ色が川副層で、只江川付近から終点の竜王崎までの区間に砂質な小礫と固結した粘土層が28メートルから53メートルの間に8メートルから25メー

トルございます。

このボーリング調査の結果について全体的に見ますと、沖積粘土層、いわゆる有明粘土層の軟弱地盤が広く分布しているようでございます。また、支持層といたしましては、起点の福富インターチェンジ付近では15メートルと36メートル前後に、只江川付近では50メートル前後に、有明のえびす掘付近には36メートル前後にN値の比較的高い砂質、砂れき層の支持層があるようでございます。

以上でボーリング調査の結果について説明を終わります。

それでは、議員がおっしゃいます高架による建設工法についても選択肢として要請すべきではないかという御質問でございませう。

さきにも答弁いたしましたとおり、県におかれましては福富鹿島道路は超軟弱地盤地域と認識されており、軟弱地盤対策工法技術検討委員会からの意見を聞きながら盛り土を実施されることと思っております。その試験結果及び芦刈地区の被災要因等をあわせて精査しながら、盛り土工、高架工の選択を要望すべきではないかと思っております。以上です。

○井崎好信議員

先ほど資料の説明をしていただきました。ボーリング調査の結果でございませうけれども、超軟弱地盤といっても過言じゃないというふうに思います。有明粘土層の軟弱地盤が最大で26メートルというところじゃないかというふうに思います。久保田が大体軟弱地盤が11.2メートル、芦刈が12.4メートル、福富が14.3メートルということで、芦刈に比べましても福富区間でも2メートルの差があるわけでございます。その後、白石地域になりますと只江川付近を中心に26メートルというふうなことで、福富よりも12メートルも差が、粘土層があるわけございまして、豆腐の上に盛り土をするようなものだというふうに思うわけでございます。だけど、答弁の中にも高架も要望していかにやならんだろうというふうな答弁でもございました。

町長が8月の下旬、期成会のほうでも国のほうに要望活動といいますか、提案活動をなされてきたかというふうに思いますけれども、こういった軟弱地盤の中に盛り土をするというのは、そりゃいろいろ土木の技術も発達しておりますけれども、なかなか机上のようにはいかんだろうと。うちの試験盛り土もされますけれども、本体工事に入りますと試験盛り土のような結果が出るのか、机上のような結果と予測しないような事態が起こることもあり得るというわけでもございませう。町長はその辺の感触といいますか、そしてまた福富鹿島道路の着工も含めて、その辺の町長の御見解なり御所見をお伺いをしたいというふうに思います。

○田島健一町長

有明沿岸道路についての軟弱地盤ということについての所見をとということでございませう。

もう皆さん御承知のとおり、ことしの5月に芦刈のほうで盛り土崩壊という事態を生じたわけでございます。これまで有明沿岸道路につきましては、嘉瀬川南インターから久保田までの区間を平成23年3月に供用開始をし、芦刈インターまでを25年3月

に供用開始をされ、さらにことしの3月に芦刈南まで6.5キロを供用開始をされたわけでございますけれども、2カ月ちょっとの間で、先ほど言いましたように、芦刈南インター出口付近で崩壊をしたと。これについては、先ほど議員もおっしゃられましたように、久保田のほうから芦刈までの軟弱層というのは十数メートル、13メートルぐらいだったというふうに伺ってるところでございます。そういったことから、深層混合といいますか、改良をされてきたわけでございますけれども、ボーリング調査というのは、先ほど課長が説明いたしました福富鹿島道路、これについても約10キロぐらいあるんですけれども、この間で二十数本のボーリングをしたということで400メートルに1本ぐらいの割合でしかボーリング調査はしてないんです。もちろん、これまでの芦刈までもそんなに密の濃いボーリングはされてない、通常こんなもんだというふうに思うわけでございます。

しかしながら、地下の中の土質というのはなかなかわかりづらい、またその強度についても地点地点によってまた違うわけでございます、今回の滑った原因の一つとしていろいろなことが要因として上げられているわけでございますけれども、その中の一つとして、昔ここら辺に水路があったんじゃないかというのも1つ上げられておりました。こういったもうわからないところいっぱいの中での道路建設というのは、いろんな専門家の人たちの意見を聞いて試行錯誤をやりながら、試行錯誤と申しますか、試験盛り土等々を十分にやった上で工法検討をしていただくべきものだというふうに思うわけでございます。

そういったことからして、先ほど議員からも言われましたように、只江川付近においてはこれまでの13メートルの倍近い、二十数メートルあるということで、これまでと同じような地盤改良でいいのかどうかということも踏まえまして、先ほどの技術検討委員会の中で十分に議論をしていただいて、そして盛り土工でいいのか、それともまた別途違った地盤改良といいますか、やり方、さらには杭方式とか、いろいろなことがまた検討されてくるんじゃないかなというふうに思います。

日本の土木技術というのは、世界に誇れる、これまでいろんな実績を持ってらっしゃいます。そういったいろんな才能ある先生方において技術検討していただいておりますので、今後は芦刈で起こったようなことがないように願うところでございます。私どもも外部からは、委員会であるとか県に対しては、先ほど課長が申し上げましたように、いろいろ検討してくださいという具体的なことはなかなか言えないところがございまして、いろんなことで検討してくださいと要望するしかないんじゃないかなというふうに思うところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

いろいろ今後は地盤改良等の専門的な方々での対策をとっていかれるだろうというようなことで、崩壊についてはなかなか前向きな答弁もいただかなかったわけですが、私どもももう一つ、福富鹿島道路の着工の時期といいますか、そこまでお聞きをしたいと思っております。その辺の今回の提案活動の中でどのような感触を持っておられたのか。それと、課長には盛り土工法と高架方式の建設工法で、建設コストがど

れくらいの違いがあるのかということをお答えいただきたいというふうに思います。

○田島健一町長

国への要望活動はどうだったかというようなお話でございます。概算要求が8月いっぱいに取りまとめられるということもあって、機を見ながらということで有明沿岸道路と、あと唐津佐賀道路、2本について、知事ほか関係の首長さんたちと一緒に提案活動をしてきたところでございます。有明海沿岸道路につきましては、もう直轄といたしますか、大川佐賀道路についても国のほうで工事を着手されております。私どもの県管理、県施工区間も進めておりますと、そういうことからして一日も早い供用開始に向けた予算の獲得をお願いしたいということでございました。今回芦刈での災害が発生したことについては、特段これについて云々というお話はなされませんでしたけれども、とにかく幹線道路、沿岸道路にしろ唐津佐賀道路にしても、幹線道路が佐賀県の経済活性化浮揚に大きく寄与するということがございますので、一日も早い完成に向けた予算の配分をお願いしたいというところでの要望活動でございました。

以上です。

○荒木安雄建設課長

井崎議員の高架工法とのコストについてのお尋ねでございます。この件につきましては、有明海沿岸事務所のほうに問い合わせもいたしましたけれども、なかなか正式な、はっきりしたことは申されませんでしたけれども、私がいろいろ調べたり感触を受けたところでは、コスト的には盛り土工法より高架工法のほうが倍以上のコストがかかると思っております。

以上です。

○井崎好信議員

建設コストとして倍以上かかるというなことでございます。倍以上かかってもこういった軟弱地盤でございますので、何か事故があつてからは遅いわけでございます。今後、町長のほうも高架利用のことも検討していかなければならないだろうというな考えもお持ちのようでもございます。最終の10キロぐらいの区間でもございますので、今後とも高架式工法も一つの選択として要請をしていただきたいと思いますというふうな思いでもございます。

それでは、有明海沿岸道路の福富区間の平成30年度の予定どおりの完工と、そしてまた福富鹿島道路の早期着工を田島町長の政治手腕に期待をしながら、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○白武 悟議長

これで井崎好信議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

10時36分 休憩

10時55分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。西山清則議員。

○西山清則議員

議長の許可を得ましたので、今回一般質問のトリを務めさせていただきます。ことしに入って、3月議会から一般質問のトリは文教厚生委員で締めておりますので、よろしくお願ひいたします。

今回最後ということで13人の方が今まで一般質問をされましたけれども、一番最後でございますので重複する点がかなりあると思いますので、その点よろしくお願ひいたします。答弁は、簡潔にまた的確にお願ひいたします。

まず、大きく2点通告してはいますが、まず1点目ですけれども、白石農業に活力をとということで通告しております。

6月の議会でも言っておりましたが、その定例議会において、農村整備課長は底水から流すには地域住民の理解、協力が必要である。町としても関係部長と連携をとりながら取り組んでいきたいと答弁されました。その後どのように取り組まれたのか伺いたいと思います。

○山口弘法農村整備課長

その後のどういうふうに取り組まれたかというふうな質問でございますけれども、本年は非常に干ばつと申しますか、水不足になりまして、ほとんどの水と申しますか、大量の水が嘉瀬川ダムからの通水になされたところでございます。その水を有効にと申しますか、大事に使うためには、土地改良区の職員さんが一生懸命になって不足しないようにという努力をさせていただいておりますので、底水から流すというよりも大事に使っていただいたというふうな状況でございます。

以上です。

○西山清則議員

今回は雨が少なかったわけですがけれども、話し合い中はできたんじゃないかなと思って。今回が特別な年だったと思いますけれども、今後そういった点、いろいろ出てくると申しますけれども、話し合いは持つべきじゃなかったのかなと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○山口弘法農村整備課長

雨季前に毎年用排水路対策の協議会を開催しております。その中でも雨の降る前は当然早目の水を落とすというふうなお願いもしております。ポケットができるようにカマチよりも下まで下げてくださというふうなお願いをしておりますけれども、なかなか底水から開けるといふふうになりますと、白石平野は平たん地ではありますけれども高低差がないように思われるんですけれども、圃場整備等でおおむね30センチ以上高低差があるところについては地元と協議をしてゲートは設置されて

おります、町内で約40カ所ぐらいございますけれども。また、そのゲートは用水を確保しつつ排水を行うためのゲートで、上部が稼働するスライドゲートを採用されております。採用されてるといのはゲート管理者の作業負担の軽減を図られるという目的でつくられておりますので、どうしても底水というよりもスライドゲートからの排水にならざるを得ないのかなというふうに思っております。

以上です。

○西山清則議員

先ほど言いましたけど、ことしは7月中旬以降雨らしい雨が降っておらず、家庭の野菜や大豆等にも影響を与えております。その間、気温は34度か35度前後でずっと推移をしていたのじゃないかなと思っております。そのため、嘉瀬川のダムの水がなければ本町の農業に大打撃を与えたと思っております。でも、ダムからのきれいな水が白石平野の水路にどンドン落とされ、水路の水は例年なくきれいになっておりました。そういうことで、場所によってはコイが泳いでるところを見ることもできました。また、蚊も例年より少なかったんじゃないかなと思っております。このようなきれいな水で農作物を生産すべきじゃないのかなと思っております。だから、底から今はたまった水を流して、嘉瀬川のきれいな水を流して水路に落として、そして農作物を生産すべきじゃないかなと思っております。その辺いかがでしょうか。

○山口弘法農村整備課長

農産物の生産については、きれいな水でつくるといふうなことは農産物の生産力の向上またイメージアップにつながることは認識しております。築後川下流白石平野土地改良事業の完成により、町内10カ所の分水口より嘉瀬川ダムの水が放流されております。この事業は、農業用水の安定的な確保を目的として行われた事業ですけれども、脊振山系からの清らかな水が導水管を通して直接白石平野まで流れ込んできております。この水を汚すことなく農産物を生産していただければ、生産力の向上またイメージアップにつながっていくというふうに思っております。

以上でございます。

○西山清則議員

場所によっては底から流されているところもありますので、その辺をしっかりと調査していただきたいと思っております。きれいな水が流れるようになれば、杵島山系近くの水路には蛍が飛び交う光景が見えるかもわかりません。さらに、施設園芸を営まれている農家に聞いてみますと、今までためてあった水路の水よりもなおきれいな水を与えたほうが農作物にはよいと言われておりました。

今白石平野を見渡すと、大豆畑あるいは稲作の緑1色になってはいますけれども、米はもう夢しずくが少しずつ色づいていますし、ひのひかりも実をつけています。また、さがびより、ひよくもちといくわけですがけれども、米の収穫が終わると水が余り必要なくなると思っております。よって、この時期に水路の水をそこから流して、そして水路を昔みたいに土用干しをしたらどうでしょうか。それから、嘉瀬川のきれいな水

を水路に流し込んではいかがでしょうか、伺います。

○山口弘法農村整備課長

筑水の水ですけれども、これを流してきれいにしたらどうかというふうなことなんですけれども、今の状況を見てもと処理されていないままの家庭雑排水等が多く流れ込むところがございます。そういったところは、またすぐの状態に戻ってしまう状況でございます。根本的な対策を講じなければならないなというふうには思っております。例えば、汚れている場所場所の定期的な清掃だとか、それから汚水処理施設への接続などがございます。議員がおっしゃるとおり、水路の水がきれいになることは町民皆さんが思うところだと思っております。合併当時におきましても、本町においては下水道の普及率も低く、処理されないままの家庭雑排水が水路に流れ込み、悪臭を放つところが多くございました。このような状況を脱却するために、下水道事業が進められてきた経緯もでございます。早く接続をお願いして、せっかく嘉瀬川ダムからの清らかな水が来ておりますので、汚さない工夫をしていかなければならないと思っております。

以上です。

○西山清則議員

そういうことで、必要なことは必要なんですよね。だから、大雨予報とかがあったときにまずそこから流していただいて、土砂へ雨が降ったらまたたまってきますので、まずそこからゲートを上げて流していただいて、そして水をためたらいいんじゃないかなと思っております。そうすることによってきれいな水が巡回して、先ほど言いましたように、蚊も少なくなってきますので、そういった方向でいろいろ話し合いをして検討していただきたいと思っておりますけど、その辺いかがでしょうか。

○山口弘法農村整備課長

水路のゲートを底から開けるといふふうになりますと、上下の水位の差がないところにつきましては水は流れないと、差があるところは一気に流れ込むというふうな状況になるかと思えます。上流の方は水が空にならないように、また下流の方は満水にならないように注意する必要があると思えます。多くの方が各ゲートに張りつき、作業を行わなければならないような状況が発生してきます。そういうふうなことで、ほとんどのゲートにつきまして越水での管理というふうなことが現状でございます。

このことから、ゲートを底から開けて管理というのは、ゲートの管理をしていただいている方については非常に作業の負担が大きくなっていくというふうなことで、今のところ非常に難しい状況にあらうかと思っております。

以上です。

○西山清則議員

しょっちゅうするわけじゃなくて、月に1回とか、あるいは2カ月に1回とか、そういった感じでもいいんです。しょっちゅうしょうるのは組員の方が大変だと思いま

すので、一度やればある程度の期間をもつんじゃないかなと思っております。そのままが越水だけでやりよったら結局泥土が堆積してまた浚渫せんといかんという状態になってしまうので、たまには底から上げて、水平が一緒にあっても1つ下から上げていけばずっと下がってきますので、段階的にやっていけばきれいに流れていくんじゃないかなと思っております。その辺を検討願いたいと思います。

それでは、2点目の、これも同じですけども、白石平野の水路をきれいに、土壤の地力向上ということで、いろんな方がべと病のことでも言っておられましたけれども、ことしのタマネギはべと病等で収量的にはもう大幅に減収しております。寒波や大雨の影響もあったとは思いますが、気温に忠実に土づくりの重要性が新たに促されたのではないのでしょうか。土づくりにはタマネギ生産だけじゃありません。キャベツ、レタス、大豆、米、麦全体に、全てに値すると思っております。だから、土壤の地力向上が不可欠になってきていると思っております。深井戸のくみ上げを取りやめたわけではないでしょうけれども、地下の水位が上昇して田んぼの土壤が乾燥しにくくなっております。よって、ある程度の水位まで地下水をくみ上げ、土壤をいい状態にもっていく必要があると思っております。そうすることによって土を少し深く耕すことができ、土壤に酸素を送り込むことができます。稲わらをすき込み、堆肥を入れ、耕していけば地力向上につながっていくものではないのでしょうか。

農村整備課長は深井戸については議論していく必要がある、継続的に必要な調査を行い検討会で議論を重ねていきたいと答弁されております。その後どうなってるのか伺います。

○山口弘法農村整備課長

深いところの地下水圧と地表近くの水位の因果関係について御説明いたします。

当然深井戸の圧につきましては、非常に圧がかかって自分で自噴してるというふうな井戸も出ている状況でございます。ただ、それが表層の地下水と一緒にじゃないかというふうな懸念も大分出されておりますけれども、検討委員会の中につきましては、先ほどの沿岸道路等の表を見ていただいたときにも20メートル近くの有明粘土層がございましたけれども、これを突き抜けて地下水が表層に上がってくるというふうなことは非常に考えにくいというふうなことの、九州農政局の地質監の回答をいただいているところでございます。

以上でございます。

○西山清則議員

そしたら、調査はその程度で終わったわけでしょうか。

○山口弘法農村整備課長

調査につきましては、データは多くとればとるほど正確な数字が出るというふうなことで、引き続き調査をしております。今町内で地表の水がどれくらいあるのかというふうなことで、1.5メートルぐらいのタイプを見込みまして、町内の6カ所の地点で水位の調査を引き続き行っているところでございます。

以上です。

○西山清則議員

稲刈りが終われば、農業の収益に大きく影響を及ぼすタマネギの植えつけが始まります。土壌の寄せ合いでタマネギの生育も大きく変わってきます。地力向上に向けた土壌管理が必要であります。そのためには、まず地下水の水位の管理を徹底すべきであります。それに、白石平野の水路の水は余りためないで蒲池までに水位を徹底させて、そして栄養分のある土壌、水はけのよい土壌をつくれれば病気に負けない土壌ができるはずです。まず、嘉瀬川のダムのきれいな水は白石平野の水路にあれば白石の農作物も潤ってくると思いますけども、その辺いかがでしょうか。

○山口弘法農村整備課長

今議員さんの質問ですけれども、当然きれいな水を使うことによって、先ほども申しましたけれども、生産力の向上またイメージアップに当然つながっていくものだと思っております。

以上です。

○西山清則議員

白石平野の水路の管理は、カマチまでで徹底させることができるのか。水路によっては防火用水も兼ねてるところだと思いますけども、ある程度カマチまでとめて管理していけばどっちともできるんじゃないかなと思っております。カマチまでの徹底をできるかどうか伺いたいと思います。

○山口弘法農村整備課長

用排水調整会議の中で、水路の水位はカマチの手前よりも下げて管理していただくようお願いをしているところでございます。有材暗渠といいますか、コルゲートの排水が見えないような水位まで管理されている水路も見受けられます。こういった場所では、排水口に汚泥が堆積いたしまして機能をしていないところもございます。また、コルゲートの目詰まりの原因となるところも多く見受けられるところでございます。議員がおっしゃいましたように、このような状況では田面排出も悪くなりますし、乾燥しにくい状況になろうかと思われまます。町といたしましてもこのようなことがないように、蒲池の天端よりも低い水位で管理をお願いしているところでございます。

以上です。

○西山清則議員

それでは、農業振興課長に伺いますけども、農作物は病気になればすぐに薬に頼ります。病気に負けない土壌づくりが必要ではないかなと思っております。薬も必要ではありますけれども、薬ばかり使えば経費が多くかかります。よって、その点しっかり考え土壌調査をお願いしたいと思います。

現在の農業は、昔と違って大型化でほとんど機械化されています。よって、土壌自

体、機械の重量により、固く締めつけられた状態になっているのではないのでしょうか。なおさら、少し深く掘り起こして何回も何回も耕し、土壤に酸素を送り込んで元気な土壤をつくるべきではないのでしょうか。昔は手で植えていましたけども、そしてタマネギが弱ったといえますか、1度弱った時点で、そして下の根が頑張っていてタマネギが頑張っていて、最初に植えた苗はほとんど役目はもう達成しましたので、新しい芽がまた出てきます。その根が下の土壤に栄養分を探しながらはって行って、それが大きくなっていきますので、そういった土壤づくりが必要になってくるのではないかなと思っています。その辺いかがでしょうか。

○山口弘法農村整備課長

先般来、特にタマネギのべと病関係についてですけども、土づくり、そして地力増進ということは繰り返し言ってまいりました。圃場の排水が悪いと、確かに調査結果でもべと病の発生率が高くなっております。今議員がおっしゃいましたように、大型機械化による圃場の踏み固め、それによる排水不良ということが考えられるかと思えます。タマネギだけでなく農作物全般に言えることだと思いますけども、まずは圃場の排水対策、それから根はりを促すための深耕、深く耕すということ、それから高畝の形成、これはタマネギを含めた園芸作物だと思いますけども、こういうことで排水対策というものが一番重要かと思っています。それで、堆肥、稲わら等のすき込みによる土づくりがますます重要になってこようかと思っています。

以上です。

○西山清則議員

土づくりが一番だと思っています。今機械が優秀な機械になっておりますので、稲刈りの後でもすぐ畝を打ってタマネギを植えるという時代になっておりますけれども、1度乾燥した土を深く掘って、その後にもまた打つ、そしてその繰り返しをすることによって土壤が元気になってくるんじゃないかなと思っていますので、その辺をしっかりと指導していただきたいなと思っています。

それと、きれいな水で農産物を生産して、白石の農業が活気あふれるようにJAと連携しながら指導していただくことを願ひまして、次の項に移りたいと思います。

小学校の再編をということで2点目入りますけれども、小・中学校の統廃合のあり方について教育長の考え方を問うということで、先日エム議員からも質問されていましたが、合併して教育長が変わるたびに私どもも聞いていますのでまた質問しますが、北村教育長が統廃合についてどのような考えを持っておられるのか伺いたいと思います。

○北村喜久次教育長

進む少子化の中で、学校の統廃合の問題については本町でも避けられない問題になってきていると思います。本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略と同時に策定されました町の人口ビジョンでは、本町の人口2040年には1万8400ちょっと、それから2060年には1万5000という数が出されております。こういった中で、地域や保護者と

連携を維持しながらこれまでどおりの教育水準を保つためにはどうしたらいいかということは重要な事柄になってると思います。

これまでこの会で統廃合をどうするかということにつきましては、複式学級が発生したときを一つの契機としたいというようなお答えが合ってたんじゃないかなと理解しています。複式学級というのは1学年の人数がずっと少なくなって、2つの学年で16人が一つの基準です、2つの学年で。ただ、今後の見通しをお渡ししました白石町の教育の4の73ページに起こしてありますが、これが平成34年までの分を掲げてありますが、複式学級が発生するという事態までは落ち込まないです。ただ、その先はまだ精査が必要なんですけどわかりません。でも、複式学級を待ってと、そこを一つの起点にするのかということも考えなければならぬ時期じゃないかと思います。本議会でも、いい意味での競争、子供のたくましさということもいただきました。統廃合については、いわゆる学校の規模というのが問題になってくると思いますけれども、学校の規模の適正化を図るという意味で、もう皆さん方、既に十分御周知のことだと思いますけど、義務教育の役割というのを再度確認させていただきたいと思います。

義務教育段階の学校は、大きく2つ目的があります。1つは児童・生徒の能力を伸ばすということ、2つ目は社会的な自立の基礎あるいは国や社会の形成者としての基本的資質を養う、この大きな2項目を目的としています。このため、学校では単に教科等の知識や技能を習得させればよいというだけじゃなくて、子供たちが集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力等を育み、社会性や規範意識を身につけさせることが重要になってきます。そのためには、一定の規模の児童・生徒集団が確保されてること、あわせて経験年数、専門性、男女比、これらについてバランスのとれた教職員、先生方の配置、これがあることが望ましいと考えられます。

御承知のように、文部科学省が示してます学校の適正規模の基準、これは小・中学校とも12学級以上18学級ってなってます。12学級といいますと2クラスです、小学校で。これはあくまでも基準でありまして、このとおりにしなきゃならないということではありません。大いに弾力的な取り扱いにしてよいということになってますけども、御承知のように、現状では本町の小学校、福富小学校除いてほとんど1学年1学級です。1年生から卒業するまでクラスがえがありません。ということは、人間関係がかなり固定されてきます。集団の中での位置というものもある程度勝手に決め込んでしまおうといいますか、それぞれが、こういうことになってくると思うんです。もちろん、そういう小さい学級が全てだめということじゃないと思います。小さいながらに本当に一人一人に丁寧にかかわって、確実に一人一人を育成するということもできないことはないんです。

西山議員さんから今後どうするかという、教育長としての見解をということでしたけれども、いろんな方法があると思います。例えば、現状のままでということのも一つの選択肢かも知れません。あるいは、3中学校ありますので、特に白石と有明の中学校区は複数の小学校がありますのでそれを合わせる、あるいは思い切って1つ小学校を中学ごとに1つにするということも考えられます。でも、そうすると、例えばスクールバスが必要になってくる、子供の健康はどうだ、あるいは地元とのつながりは

どうだと、いろんな課題が出てきます。そういう意味で、先般から答弁で申しておりますけど、こういったことを教育委員会サイドあるいは町当局サイドだけで走らないで、広く全町民の方に我が町の小・中学校をどうすべきかと、どうしたほうが子供たちのため、あるいは地域全体の活性化になるかということ、人任せじゃなくてしっかり当事者意識を持って考えてもらいたいという思いがあります。そういう意味で、今コミュニティ・スクールを進めております、まだ地に着いたばかりですけど。自分の子はもう卒業して学校に行っていないけどこういう身でも何とか協力できるようなことはないのかといった考え、こういったことを非常に大切にしてもらいたいし、郷土のいろんな祭、伝統芸能、そういったものは今まで以上に確実に継承してってもらいたいという考えもありましょうし、そういう意味でぜひ本年度このことの具体的な青写真をつくるスタートの年として、ぜひ学校運営協議会等でも今後我が町、我が学校をどうするかということをしっかり検討していただきたいと思います。もちろん、いろんな方の意見をまとめるのは大変ですけど、最終的には田島町長さんも一緒になられた総合教育会議というのもスタートしてますので、これは責任を持って決定していかねばならない事項ですが、まずは他人事じゃなくて我が問題として幅広く考えていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○西山清則議員

詳しく、いろいろ言われましたけど、公立小学校、中学校の統合方策についてが昭和31年11月17日付で、それでまた学校統合の手引きが昭和32年及び公立小・中学校の統合についてが昭和48年9月27日に出されております。そして、平成27年1月27日付で公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引が文科省から出されております。先ほど教育長が言われたことがずっと載っておりました。そういうところで学校規模の適正化が課題となる背景として、児童・生徒数の集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋することを通じて一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では一定の集団規模が確保されているのが望ましいと考えられると言われているのが書かれています。このことについて、教育長は適正化に関する基本的な考え、教育的な観点から、今言われました学校、教育、義務教育段階の学校はということいろいろ言われております。

このことを踏まえて、白石町でも少人数学級あるいはTT教育、学の向上は出ているものと思っております。底上げができてはいるけれども、あとトップがどれだけ伸びているのかというのが疑問視されるところがあります。子供たちが少なくなると、多いときは自然に身についたことが今できなくなってきたんじゃないかなと思っております。そういうことによって、学校、家庭、地域が子供たちを育てようとコミュニティ・スクールを始められたと私は思っております。教師の数も少なくなると、教師としての切磋琢磨する環境がなくなりつつあるとともに、指導技術の相互の伝達がなされなくなっているのではないかなと思っております。子供たちも今のままで競争力、忍耐力が低下してきていると思っております。部活動も成り立たないところもあります。社会に出て対応できる能力を身につけさせるべきじゃないかなと思っております。

けども、こういうふうになり少子化になっていけばもろもろな問題が出てくると思います。だから、こういったことについていつまでこの状態を続けるのか伺いたいと思います。

○北村喜久次教育長

いつまでこの状態を続けるのかという問いですけど、先ほど申しました小・中学校の統合のことについて、その計画、目途というな捉え方でよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）今後統廃合の進め方をどうしていくかということですけども、具体的には何年から始めるというなことは今のところございません。ただ、当然避けては通れない問題ですので、例えば本年度から福富小・中学校には小・中連携教育の研究もしていただいております。これは、福富小・中学校が即小・中連携をスタートするんだということじゃなくて、小・中連携はどの学校でも必要なんです。どの学校でも研究の成果を共有できるような形で進めていただいております。そういうことで、何年から具体的な小・中連携、あるいは何年からどこどこが統合というふうなことは今のところ全く白紙です。それは、今後、先ほど申しました学校運営協議会等のいろんな議論を待って、その計画をここ二、三年にはある程度示せるというなことをしなきゃならないというふうには考えております。

○西山清則議員

それでは、2点目の統廃合の検討とあわせて通学区域の変更はできないかということで、資料を出しております。青の分が中学校、基本的に6キロ以内の円です。中学校はそれほどでもないんですけども、小学校になりますとこれだけになります。かなり重なっている部分があると思います。お手元の資料を見ていただければわかると思いますが、目の前に学校があっているのに遠いところに通学している児童もいます。教育長は、この資料を見て通学の区域の変更を考えるべきじゃないかなと思っておりますけど、どういった考えを持っておられるのか伺いたいと思います。

○北村喜久次教育長

統廃合とあわせて小・中学校の通学区域の見直しをという御質問をいただきました。今資料を提示していただいておりますけど、もう既に皆さん方御承知のように、すぐ目の前に学校があるのに遠く迂回して通学をしなきゃならないというようなところが複数ございます、現実。特に現在の通学区域については、通学区域審議会ということで平成17年1月に答申をしていただいております。御承知のように、通学区域は単なる子供たちの通学距離の利便性だけじゃなくて、学校の歴史、それから学校と地域のかかわり合い、特に地域社会の発展の歴史的経緯、例えば地理的利便性では非常に問題があるけどうちの地区はずっとこの校区で一緒にやってきた、いろんな行事も、祭も、そういった歴史的経緯があるわけです。公民館活動などもそうです。こういったことを十分考慮して現在の通学区になっていると思っております。通学区域につきましては、これを定めなければならないという法的なものはございません。ただし、通学学校の指定をしなきゃなりませんので、当然決めていかなきゃならないものですけども。

合併から11年経過をいたしました。先ほどから申しておりますように、子供たちの

数も減少してきております。今後通学区域をどうするかにつきましては、先ほど申しました小・中学校の統廃合のあり方とあわせて、これはしっかり地域の意見、特に先ほど申しました歴史的な経緯、ここが非常に重いと思います。これは近い、遠いを、そういうレベルをはるかに超えるものだと思います。ずっと公民館活動をやってきた、祭も一緒にやってきた、今さら離れられんというような考えです。ここが多分非常に強いと思いますので、十分な審議、議論等が必要になるのではないかと考えておるところです。

以上です。

○西山清則議員

公民館行事とかいろいろな地域の行事は、別に統廃合してもできるのはできるんです。子供たちが少なくなっている、だから全体でみんな盛り上げたらいいわけですので、地域の行事は地域でやっておられますので地域の行事は成り立つものだと私は思っております。

まず、そしたら町長に伺います。

この資料を見ていただいて、重なっているかなりあると思います。この辺なんか特にです。1つ学校があれば3つは学校がいけるとか、そういう感じが出るとは思いますけども、町長の考えを伺いたいです。

○田島健一町長

今回議員のほうからもお示しをいただいているようでございますけども、8小学校の4キロ範囲ということでのお示しがございます。この中に現在の通学の区域というのが入っておりませんので、何とも言いがたいところもあるわけでございますけども、私この図だけ見せていただいて思うのは、白石の中で特に六角小学校、白石小学校、北明小学校、この3校においては重複するエリアが多いということで、単独の面積、白石小学校しか行けない、北明小学校しか行けない、六角小学校しか行けないというのが小さいかなという思いがいたしております。しかしながら、先ほど言いましたように、これは現在の通学範囲がどうなってるのかというのがこれに合わせわざで入ってこないとちょっと言いがたいところもあるわけでございますけども、これを見て性急に統廃合云々というのは言いがたいかなというふうに思います。先ほど来、教育長さんも答弁していただいているように、議論は根っこのところからと申しますか、実際の小学校区の中でコミュニティ・スクールをやっていただいておりますので、学校、地域含めたところでの議論を十分にさせていただければというふうに思うところでございます。

以上です。

○西山清則議員

全国でうちの人口と近い人口、2万5,000前後の規模の自治体の小・中学校の数を調べてみましたところ、全国で32市町がありました。一番多い学校数で小学校17校というところがありまして、それで中学校が7校、一番少ない学校数では小学校が3校、

中学校が1校です。多いところはほとんど島を抱えているところが多くて、だからもう数が多いわけですがけれども、一番少ないところは人口が2万4,479人です。これは27年5月1日現在でありますので多少変わっているかも知れませんが、岐阜県の羽島郡の岐南町でございます。ここが3校で、中学校1校、小学校3校で。こういったふうにある程度の規模で学校が運営されていますので、その辺は検討に値する価値があると思います。私はもう10年ぐらい前からずっと言ってきましたが、まだ今から検討する時期だといつも教育長は言いますが、時期が遅いと私は思っております。

先週、ある議員から言われてました部活動に関しても、有明でも今部活100%参加という制度になっておりますけども、全部中学校の部活に入っていないで五、六名、社会教育のほうに入っている生徒を見ます。でも、それも一応部活に入るとという基準でやってるということです。柔道とかあるいは硬式野球とか、そういった面に入ってる子がいるということを知っております。だから、部活が成り立たないんです。それで、以前は我々1年で入ったときには2年、3年が多くいましたので、レギュラーになるにもかなり努力してならんとなれなかったわけです。今だったら、1年生で入ったらすぐレギュラーで、もう縦の関係もなく努力もなしに忍耐力も欠けて部活に入るとのわけです。だから、そういった努力が必要であるためには多くの生徒が必要であって、切磋琢磨せんとならば行けないよ、それによって社会に出たときに対応できるんじゃないかなと思っておりますけど、その辺いかがでしょうか。

○北村喜久次教育長

統合に係る部活動の問題の御質問をいただきました。確かに、西山議員さんがおっしゃるような面はあるかと思えます。ただ、部活動が学校教育の一環として進めておりますので、強制ではないんです。これは基本的には子供たちの自主的な活動ですので、それをいかに教職員がサポートしていくかという類いのものです。強制ではありませんが、先ほども議員さんが申されたように、人間関係あるいは社会性あるいは耐性、こういったものはほかの教育課程ではなかなか身につけない部分が身につくものです。運営についてもずっと御質問等をいただいておりますけど、統廃合の問題とあわせてしっかり前向きに、先ほど遅いんじゃないかと、もう少し早う考えなさいという叱咤激励もいただきましたので、今後いろいろ御意見をいただきながら進めてまいりたいと思えます。

以上です。

○西山清則議員

それでは、3点目の町内小・中学校の土曜開校の日を統一できないかということでございますけれども、町内には8小学校、3中学校ありますけれども、土曜開校はまちまちであります。学校によっていろんな行事に対しての年間何時間というのが、決まり事がありますので違ってくると思えますけれども、いろんなイベントをするときに土日にほとんどイベントがあるというわけですが、土曜日にしたくてもほかの学校が授業がありますのでできないとか、そういったのが多々あります。佐賀市とか

伊万里は今全部統一して学校登校日が決まってると思うんですけども、白石町もそういった面で登校日を一定するべきじゃないかなと思っておりますけど、その辺いかがでしょうか。

○石橋佳樹主任指導主事

今御質問の点については、私のほうから答弁させていただきます。

本町では平成24年度から段階的に土曜日等を活用した教育活動に取り組んでおります。さらに、平成26年度からは本格的な実施ということで、年間10回前後の土曜日等を活用した教育活動を展開しています。午前中実施分を1回と捉えて、終日実施した場合は2回分と捉えて、各学校の実情に応じて設定してくださいというふうにお願いをしているわけですが、具体的な実施状況の一例として、例えば夏休みの始めの期間と終わりの数日間をサマースクールというふうな呼び名で、例えば学習日ということで設定をしたり、このときは地域の方々のお手伝いをいただいたり中学生のお手伝いをいただいたりしている学校もございます。また、学習発表会であったり文化祭であったり、あるいは保護者の方のお力をかりる親子ふれあい活動等を開講日にしたりしている学校が多い状況です。その状況をひもといてみますと、学校の実情、地域の実情というのが反映されているという事実が現状のところございまして、今言われたような、全町的に開校日を統一するというふうなことは、一足飛びに、すぐに実施に移るということは難しい状況にあるのではないかなと感じております。

実施概要の中で、土曜日等を活用した教育活動とは児童・生徒の代休日を設けずに土曜日、日曜日長期休業を活用して、教育課程内の学校教育活動を行うというふうにしておりますが、私もこの文章を読みかえると、各地域の休日の保護者や地域の方の力をかりて学校教育活動を行うというふうにも読み取っております。全町で一斉にというのは、それぞれの伝統もあり、それぞれの地域や学校の意図もあり、今現状では非常に難しいところがありますので、ここについても先ほどから御質問いただいている統廃合の部分とか部活動の合同化という部分等の課題とあわせて、コミュニティ・スクールの場、学校運営協議会委員の方の意見とかをまず膝を突き合わせて話し合う必要があるのかなと思ってます。少しこの点については、各校区で地域の方がそれぞれどういうふうな思いを抱えていらっしゃるのかという御意見も吸い上げながら、慎重に進めていかなくてはいけないなと思っております。こちらの意図も伝えなくてはいけないですし、地域の意見も吸い上げながら、100%ということにはいかないとありますが、このあたりは歩み寄りとか折衷案が必要だと思っておりますので、そういったところも大切にしながら議論を十分にこれからしていきたいと考えております。

以上です。

○西山清則議員

年間同じような行事というか、スケジュールを組まれると思います、各学校。校長会等でも話し合いをしながら、統一できるものは統一していただきたいなと思っております。学校の行事は学校単位で行事は別に構わないと思っておりますけれども、ただ統一できれば一番ベストな状態になっているのかなと思っておりますので、よろしく願いした

いと思います。それと、教育長には統廃合については早急に手だてを打っていただきたいと願ひまして、私の一般質問を終わります。

○白武 悟議長

これで西山清則議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時54分 休憩

13時15分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。
議事進行について申し上げます。
午後は総務部門の議案を審議します。
本日は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

日程第3

○白武 悟議長

日程第3、議案第49号「平成27年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」の総務部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

なお、質疑の際は、決算書の何ページ、決算説明報告書の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、ページ1ページの決算書から41ページの歳入合計までの総務部門について質疑ありませんか。

○片渕栄二郎議員

決算書1ページ、1款の町税の固定資産税についてお尋ねをいたします。

全体の収入未済額に対して固定資産税の占める割合が非常に多いわけですので、これはどういったことでしょうか。

○木下信博税務課長

町税の中の固定資産税の未収入の割合が町税の中でも一番多いその理由はということでございます。

まず、町税の中の町民税でございますけど、町民税の未済額は全体で1,482万2,323円ということとなっておりますけど、町民税につきましては徴収方法というのが2つございまして、1つは6月にかける集合徴収での普通徴収と申しますが、納付書で納めていただくとか口座振替で納めていただくやつ、それともう一つ、お勤めになられている方は特別徴収と申しまして、給与から天引きをして納める方法を特別徴収ということでございます。どうしても町民税のほうは、特別徴収は、これはもうほぼ100%徴収できるものでありまして、未収入額はほかの税収と比較しますと少ないわけでございますけど、固定資産税は土地、家屋、償却資産にかける税でございますけ

ど、土地の所在に対する課税でございますので、当然町外の方とか、もう既に死亡されているにもかかわらず相続人の方で納めていただく方とかがいらっしゃるにしまして、ほかの税と比較しますと徴収率のほうが若干ほかの税より落ちるという関係で、どうしても未収入額のほうがほかの税より多いといった傾向になっているところです。

○片渕栄二郎議員

参考までにですけれども、前年度というか26年度なり、あるいは25年度の決算書を開いてみますと、さっき言われたように、固定資産税の未済額が非常に多かったわけでございます。そういったことで、先ほど課長が答弁をされたように、普通徴収と特別徴収の違いがあるというようなことで、25年度も26年度もそのように受けとめとっていいわけですか。

○木下信博税務課長

内容説明書のほうの14ページをお開きいただきたいと思いますけど、ここの2の事業実績というのがございまして、①のほうから現年度課税分で②のほう滞納繰越分ということで、前からの分の積み残しといいますか、未収入額も重なって現年度分と合わせて繰り越していくということで、滞納繰越分の収納状況を見ていただきますと未収入額が毎年少しずつは減っているということがおわかりかと思えます。26年度が未収入額が2,506万6,450円に對しまして27年度が2,400万21円ということで、約100万円ほどの減額にはなっております。ただ、また上のほうの現年課税分のところが27年度分が1,095万273円でございますけど、これがまた28年度に合わさって滞納繰り越しということになってまいります。私たちとしましては、滞納繰越分もさることながら、特に現年度分、この徴収をもっと力を入れていかなければ滞納繰り越しが減っていかないかなということで、収納のほうもさらなる力を入れていきたいと考えておりますけど。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

平成27年度の一般会計歳入歳出決算書の1ページです。

税務課長にお尋ねしますけれども、不納欠損額が町税ということで掲載してありますけれども、きょう27年度町税不納欠損の事由別内訳表というものを出示していただきました。一覧表に該当する27年度の不納欠損額はどのようになっているのでしょうか。

○川崎 直収納対策専門監

不納欠損額の本年度の割合ということでございます。本日お配りしました平成27年度町税不納欠損事由別内訳表、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思えます。

平成27年度の不納欠損額は、国民健康保険税を含めて480万5,816円となっております。

す。個別に申し上げますと、個人住民税36万4,460円、固定資産税146万5,889円、国民健康保険税293万1,467円、軽自動車税4万4,000円となっております。不納欠損につきましては、地方税法の規定により適切に行うこととなっております。

まず、地方税法第18条では、毎年財産調査等を行いましても差し押さえる財産がない場合、また生活状況から生活困窮と判断した場合や納税義務者が死亡し相続等ができない場合に、法定の期限後5年を経過した場合、消滅時効として不納欠損いたします。

次に、地方税法第15条の7第1項で、滞納処分をすることができる財産がない場合、滞納処分をすることによってその生活を著しく緊迫させるおそれがあるとき、滞納者の住所及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときの理由により滞納処分の執行停止を行い、同条第4項でその状況が3年間継続した場合、不納欠損として処理いたします。なお、停止期間中も調査を行いますが、財産を発見した場合、執行停止を解除しその財産を差し押さえることとなります。

また、15条の7第5項では、執行停止後徴収することができないことが明らかな場合は即時消滅として不納欠損の処理を行います。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

これも国民健康保険税を含めて、地方税法第18条による消滅時効が297万9,677円、地方税法第15条の7第4項の執行停止後3年経過での欠損が104万2,960円、次に地方税法第15条の7第5項の執行停止後の即時消滅が78万3,179円となっています。この中で18条第1項による消滅時効の区分ごとでは、無財産が22件で102万689円、生活困窮と判断したものが16件で17万8,126円、負債によるものが2件で7,000円、解散の営業実体のない法人が3件で7万6,600円、死亡者が48件で144万8,133円、その他が14件で24万9,126円、次に執行停止後15条の7第4項の執行停止によるものにつきまして、第1号財産がないときに該当が2件で1万3,867円、第2号生活困窮に該当が20件で102万9,093円、最後に15条の7第5項による執行停止後の即時消滅による不納欠損が23件で78万3,175円となっております。

以上です。

○木下信博税務課長

ただいま秀島議員からの現年度分のほうでの不納欠損ということだったと思いますが、決算書の7ページをごらんいただきたいと思います。

7ページの一番下のほうの付近ですけど、固定資産税の真ん中付近の現年課税分の、その後4列目、11万7,000円というのが上がっているかと思います。これが不納欠損額でございまして、この理由でございまして一応3件あります。相続放棄によるものが2件です。それと、法人解散によるものが1件で、この欠損理由につきましては地方税法第15条の7の第5項即時消滅の該当に該当いたしますので、この規定を準じまして欠損処理を行ったものでございます。

以上です。

○秀島和善議員

収納専門監にお尋ねしますけれども、先ほど細かく、わかりやすく内訳表、説明いただきましたけれども、お尋ねしたい点は生活困窮という方たちが毎年不納欠損の中で払われにくるんですけれども、この方たちの生活保護とか、また子供さんたちがいる場合の準要保護の請求など、そのような点は専門監のほうから横のつながりで対応できてるのでしょうか。

○川崎 直収納対策専門監

生活困窮で準要保護とか生活保護の横の連絡はできてるかということでございますけれども、生活保護につきましては担当課のほうよりこういうことで生活保護に該当されましたという通知がありまして、それに基づいて生活困窮とみなしての執行停止等の処理をさせていただきます。

次に、準要保護とかのことでございますけれども、準要保護につきましては連絡はございませんけれども、財産調査等によりまして税務課のほうで生活困窮と判断した場合は執行停止等の処理をさせていただきます。

以上です。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑はないようですので、歳出に入ります。

ページ数42ページの議会から48ページの財政管理費の前、文書管理費まで質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

決算書のページ45ページですけれども、報償費というところにメンタルケア相談員謝金とあります。法的にも必ず職場にはこういう方の相談員を設置するということがありますが、職員の皆さんのメンタルケア相談なのかなと思いますが、具体的に何人ぐらいいらっしゃるってどんな傾向なのかということをお願いします。

○本山隆也総務課長

メンタルケアの相談につきましては、年間五、六回、2カ月に1回ほどやっておるところです。専門の先生をお呼びいたしまして、必要に応じて職員の相談を受けていただいているところでもあります。メンタル面で悩んでいたり相談したり、職員がした場合にこちらのほうから勧めておりますけれども、10名も幾らもいるわけではございませんけれども数名の者について相談を進めているところで、また相談がない場合でも管理監督者、係長、それから課長補佐、専門監、課長についてすすんでそこに行って、自分の困っていることとか現状あたりを相談してはどうかというふうな勧め方もしているところでもあります。

以上であります。

○内野さよ子議員

課長のお話だと、課長さんも上司の方たちも一緒になって勧めたりとか、そういうことをされているということですね。個人が悩むのではなくて、まずは上司に相談をしたりという、そういう雰囲気づくりができていているということと受けとめておいていいですか。

○本山隆也総務課長

職場の中でもコミュニケーションというところで一般質問もございましたけれども、メンタルケアとなりますと自分もなかなか一歩が踏み出しにくい、相談しにくい面もありますので、係長、課長の話をつ職員係が、総務課が受けながら、改めて元気してますかというところで総務課のほうから声もかけたりするところもあるところでございます。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

内野議員の先ほどの45ページのメンタルケア相談員謝金というところに関連してですけれども、まず総務課長にお尋ねしますけれども、相談などを通して現在休職中及び職場の勤務時間を排除するという形で治療に当たっている職員がいるのかどうか、第1点にお尋ねします。

2点目に、ページ数46ページです。

46ページ開いていただいて、19節になります。負担金補助及び交付金のところですが、ここのところに備考欄として公平委員会事務委託負担金ということで1万3,500円の計上がありますけれども、公平委員会というものはどういう活動をする組織なのか、またこの積算の根拠をお尋ねしたいと思います。

3番目です。ページ数47ページです。

47ページの同じく19の負担金のところですが、備考欄に佐賀県部落史人権啓発教材調査研究委託事務負担金ということで18万3,600円、その下に佐賀県部落解放推進協議会負担金として5万2,000円ということで計上してありますけれども、この組織の構成と積算根拠をお尋ねしたいと思います。

4番目に同じ備考欄の下のほうに、人間ドック助成ということで38万4,000円計上してありますけれども、人間ドックの結果、職員の健康状態はどのように把握されているのかお尋ねしたいと思います。

○本山隆也総務課長

初めに、メンタルケアの件でございます。

現在メンタル面についても職員係のほうで丁寧に職員に当たっているところでございますけれども、現在休職中だろうということには至っておりません。ただ、治療と申

しますか、相談事一体は受けてあるようではございます。

続きまして、公平委員会事務委託の負担金の1万3,500円でございますけれども、市町と申しますか、白石町は公平委員会持っておりませんので、県のほうに委託して職員の意見と申しますか、それにつきまして相談をする組織への負担でございます。

続きまして、佐賀県部落史人権啓発教材調査研究委託の事業の負担金でございます。18万3,600円でございます。これにつきましては、人口割と均等割でございます。人口割で80%、均等割で20%の16万200円と均等割の2万3,400円をもちまして、県の人権同和の対策課のほうに取りまとめておりますので、県のほうへの負担金でございます。

続きまして、その下の47ページの佐賀県部落解放の推進協議会の負担金、これも一般社団法人の県の部落解放推進協議会の負担金でございます。同じく人口割80%の4万5,000円相当、それから均等割20%の6,600円ということで、5万2,000円の負担金を支払っているところでございます。

また、人間ドックにつきましても、職員が全員総務課のほうで行いまして、健診結果につきましては保健福祉課のほうで取りまとめまして職員の健康には努めているところでございます。

以上であります。

○秀島和善議員

ページ数48ページです。

全く私がいらない点ですので、丁寧に説明をお願いできればありがたいですけれども、まず3目の財政管理費の14節になります。使用料及び賃借料ということで、備考欄にコリンズ・テクリスweb版検索システム使用料2万1,600円ありますけれども、これはどういう内容なのかということと、同じく備考欄の下のほうにOCR装置保守委託料35万5,104円と、このOCR装置というのはどういうものなのか教えていただきたいと思っております。

○白武 悟議長

秀島議員に申し上げます。

この項につきましては、次の、現在は48ページの財産管理費の前の文書管理費までお願いいたします。

○秀島和善議員

はい、わかりました。

○白武 悟議長

ほかに質疑。

○草場祥則議員

済みません、決算書の45ページです。

町長公債費、年間9万1,000円、この基準といいますか、今からトップセールスということでえらい少ないかなというようなことで、これはどれから出とるもんですか。冠婚葬祭だけを挙げてるわけですか。

○本山隆也総務課長

町長のトップセールスと理解してよろしいでしょうか。町長の公債費につきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、冠婚葬祭費等が主になってまいります。9万1,000円ということで、亡くなられた町の方々、叙勲者とか特別功労の方等への香典等なんですけれども、トップセールスについては特別旅費ということで、ここの83万6,576円、この中に先ほど申された町長の白石町売り込みのための旅費ということで、年間何回となく東京を中心としたところ出張の中に、この中に含まれているところがございます。

以上であります。

○草場祥則議員

それは旅費とか、そういうふうな計算で出されよんですね。例えば、そこに行こう言うて町長がある人に土産を自分で気持ちで持ってくとか、そういうな、ある程度しゃくし定規なことやなくて、私も商売から考えたらそこら辺の人と人とのつながりが今後も重要になってくるんじゃないかと思えますけど、そこら辺はある程度見てやっていいんじゃないかなと思えますけど、いかがでしょうか。

○本山隆也総務課長

議員がおっしゃるとおりであります。そういうところで透明性等のところもございますので、町長公債費からの支出ということはございませんけれども、町のPRということで産業創生課そこがございます特産物のPR推進協議会とも協力しながら、協力をいただいてPRに努めているところがございます。

以上であります。

○西山清則議員

決算書の46ページの14節使用料及び賃借料ですけれども、以前も聞いたかもわかりませんが、もう一度お願いします。

宿舍借上料は、どこで、どういう方に使われているのか伺いたいと思います。

○本山隆也総務課長

決算書46ページ、14使用料及び賃借料の一番下の段、宿舍借上料の152万4,540円あります。これは、首都圏本部のほうに執行しております職員1名の、東京練馬区だったと思えますけどもそこに職員派遣しておりますので、そのアパート代でございます。

以上であります。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数48ページの財産管理費から60ページの徴税費の前の諸費まで、ただし52ページから56ページの地域づくり推進費は文教厚生関係及び産業建設関係を除きます。

質疑ありませんか。

○秀島和善議員

先ほど質疑の内容は48ページのところで申し上げましたので、この内容について説明をお願いします。

○井崎直樹企画財政課長

48ページの財産管理費における使用料及び賃借料の中のコリンズ・テクリスweb版の検索システムの使用料の件でございます。

コリンズと申しますのは平成6年3月から、テクリスは平成7年4月からスタートしておりますが、まずコリンズにつきましては公共事業の実績情報システムになります。入札指名願を探るときこちらのほうで検索し、その業者の指名実績情報を調べると、テクリスにつきましては業務実績情報システムになります。こちらはどちらかといいますと設計等の委託事業、こちらの検索というふうなシステムになっております。その分のweb版の使用料をここで計上させていただいております。

以上です。

○小池武敏会計管理者

失礼します。OCRの保守委託料ということで、OCRにつきましては税金等の納付書の自動の読み取り装置になってまいります。名前とか金額を読み取って、最終的には広域圏とつながってますんで、そちらのほうで消し込みを行うといった分の保守委託料でございます。

○吉岡英允議員

ページ数49ページ、お願いいたします。

49ページの13節の委託料の件でお伺いします。

委託料の合計が2,732万9,000円ございますけども、備考の欄におのおのずっと委託料を掲げてありますけども、委託料の契約についてお伺いしたいと思っておりますけども、随契の契約でされてあるもんか、毎年毎年業者選定して入札制度をとられてあるか、その辺をお伺いしたいと思っております。

○井崎直樹企画財政課長

ここにあります契約で随意契約と入札等ということでのお尋ねでございます。それぞれ全部読み上げたらよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)まず、電気保安に

つきましては、これは指名競争入札による委託契約で複数年契約を今はしております。25年からの複数年契約で実施をいたしております。27年度までの3カ年でとりあえずした契約でございます。

次に、空調ですが、空調は年2回の契約で、これは一応随意契約をさせていただいております。庁舎建設時の設備事業者のほうが一番詳しいということでの随意契約でお願いをしているところでございます。これも複数年契約をさせていただいております。

次に、消防でございます。

消防につきましては、指名競争入札をいたしまして複数年契約になっております。

次に、電話設備でございます。

電話設備も入札による契約になっております。

それから、機械、器具の設備点検補修でございますが、こちらは指名競争でございます。機械設備、指名競争でございます。

それから、施設管理の警備委託、この警備委託も指名競争入札による複数年契約でございます。

次に、浄化槽でございます。

浄化槽につきましても指名競争入札による複数年契約になっております。

それから、庁舎の清掃業務です。

庁舎の清掃業務も指名競争入札の複数年契約となっております。

それから、庁舎の警備委託ですが、警備委託につきましても指名競争入札、複数年契約となっております。

マイクロバスの運転でございます。

マイクロバスの運転につきましては、一応個人さんを町内お二人にお願いして、単価契約ということでさせていただいてる契約でございます。

以上でございます。

○吉岡英允議員

複数年の指名競争入札と随意契約、2つの言葉が出ましたけども、その決め事というか、金額でこれぐらいやったらこれしますよという、何か決まり事はあるとですか。

○井崎直樹企画財政課長

先ほどの答弁、間違えておりました。浄化槽については随意契約でございます。指名と申し上げて申しわけございません。決め事といいますか、その性質によるものというふうに御理解いただければと思っております。例えば、庁舎の管理で建設時からずっと引き続き内部をよく知り尽くしているといったところによるものについては随意契約をとるものもございしますが、例えば警備とか業種によって複数年業種はいろいろと、それほど前の管理についての知識、図面があれば設備があればできるといったものについてはなるべく指名競争入札ということで、これらも委託、契約の金額によりまして指名委員会に諮る必要がございます。指名委員会の中でこれは随意契約が

妥当なのか、あるいはこれは指名委員会にかけて当然指名業者、複数年入札が可能ではないかといった検討をいただいた上で、そしてまた単年ではどうしても割引価格が少なくなるのではなかろうかと、複数年の契約のほうがより割引が多くないだろうかといったところも検討いただいた上で、随意契約か指名競争入札かということで対応をさせていただいております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

わかりましたけども、空調設備が建設当時からというなことで随意契約をやっというふうなことなんですけども、そうしたところによりますと契約を結ぶときにうちのほうとしては一緒やなくてよその空調管理会社というか、見積もりというか、決め事というか、諮ることが何もなかったと思うとです、同じ業者やのに。どっかよそに1回庁舎の図面をしてどれぐらいかかるもんかというふうなことでされてあるもんか、空調はこの会社がいくらかかるということで出されてるか、その点だけ伺います。

○井崎直樹企画財政課長

空調設備につきましては、この庁舎、22年1月にできております。その後の保守管理ということで随意契約されてきたかと思っております。

なお、今空調設備につきましては27年から28、29年の3カ年の随意契約中でございます。長期継続での契約になっております。その後につきましては、議員がおっしゃるように、現状の保守業者が妥当なのかも、一般入札のほう、指名競争入札が妥当かということは、また次の契約時には考えていかなければいけないかと思っております。以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○久原久男議員

49ページの12節の自動車車検手数料というふうなのがありますが、この件についてどこまでが手数料なのか、多分修理のところとは別だというふうには思いますが、その辺の説明をお願いします。

それから、自賠責の責任保険料、任意の共済の保険料、この分が自賠責は無事故とかいろいろ関係なく、任意保険料は無事故だったら安くなるというふうなことがございますが、この件については。

○井崎直樹企画財政課長

自動車の車検手数料ですが、これはあくまで車検に係る費用、重量税とか手数料とか、そういったもので、修繕費はまたタイヤの交換が必要とかといった場合は修繕費で計上になります。車検につきましては自動車整備組合のほうにお願いして、車検を随時公用車についてしていただいているというふうな状況でございます。

なお、その下の自動車賠償責任保険ですが、これは市町村の賠償をする組合のほうにかかっておりまして、その掛金の公用車分がこちらに計上しております。

以上でございます。

○久原久男議員

任意共済のほうの掛金が無事故の場合は安くなっているのかということもお聞きしましたが、その件については。

○井崎直樹企画財政課長

市町村が語っております保険につきまして、無事故だから安くなるということはありません。定額掛金でございます。

以上でございます。

○久原久男議員

掛金というのはいくらも変わらんと、そういうふうな考え方でいいわけですか。

○井崎直樹企画財政課長

事故件数等が余りにふえて保険会社からの値上げがない限りはほとんど変わらないと、物価上昇等の値上げはあるかと思いますが、市町村のほうで、県下で語ってる保険ということで町のほうもかたっております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかにありませんか。

○溝口 誠議員

56ページ、19節のコミュニティタクシー運行補助金についてです。

説明資料は7ページでございますけれども、予約制のエコカーは1日平均4名程度ということでありましたけれども、前年度との利用の度合いはいかがでしたでしょうか。そしてまた、事業の効果ということで交通体系の整備充実を図ることができたということで、利用者の声はどういう声があったでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

利用者の前年度の比較ですが、手元に今数字持ち合わせておりません。後でもってお答えしたいと思います。

利用者の声ということですが、本年議会中ですが運営のための協議会も開く準備を進めております。病院等が新しくできたとか、そういった事情も変わってきてる部分もございますので、毎年できましたら見直し、御意見の整理がなるべくできるように進めていかなければならないと思っておりますが、まだことし開催できておりません。ただいま準備中でございます。要望に応えられるよう進めていきたいと思っております。

おります。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○秀島和善議員

最初の50ページです。

25節の積立金です。備考欄に歳計剰余積立金として括弧して財政調整積立基金2億1,857万8,000円ということを書いてありますけれども、この基金の積み立てていく基準額や毎年考え方など、どのように規定をされているのかお尋ねしたいと思います。

2点目に、51ページです。

51ページの19節の負担金のところですが、備考欄にオイスカ負担金として4万円とあります。この内容の説明をお願いします。

以上です。

○井崎直樹企画財政課長

まず、1点目の財政調整積立基金でございますが、本年度も9月補正で出しておりますが、実質収支繰越額の2分の1を下らない額を積み立てるということで、財政調整基金の条例のほうに明記してございますので、最低限その分は積みたいというふうに考えております。

また、その年度の中で変動してもあります。そういった財源がほかに出てくるとかといった場合は、財政調整基金なりほかの公共施設基金なり、それぞれの基金に目的基金のほうにも積んでいきたいということで、財政が硬直しないような基金積み立ては今後も進めていきたいというふうに考えております。

2点目のオイスカの負担金でございます。

手元の資料を今探し切っておりませんが、オイスカ海外協力隊の負担金だったかと思えます。27年度ではこの負担金を支出したということになっております。団体の詳細につきましては、資料を今探し中でございますが、海外協力のための負担金というふうに理解しております。

以上でございます。

○秀島和善議員

関連ですけれども、財政調整積立基金は27年度の決算額の積み立てをした上で、総額現在どれだけの金額になっているのか、質問いたしたいと思います。

もう一点はオイスカ負担金ですけれども、現在海外協力隊員で派遣されている職員はいるのでしょうか。

○井崎直樹企画財政課長

1点目の財政調整基金の27年度末残高でございます。

これにつきましては、決算書の214ページをお願いしたいと思います。

決算書の214ページ、27年度末現在高、26年度末現在高に増減△1億3,773万4,172円がございまして、27年度末現在高が25億4,179万2,910円が27年度末現在高の残高でございます。

また、オイスカの件でございますが、オイスカについて本町からは派遣されていらっしゃる方はいないというふうな認識でおります。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○草場祥則議員

決算書の51ページ、委託料です。

スカイパークふれあい郷の委託料、もう少し説明をお願いします。繰り越しが700万円というなことでございますけど、それと金額の決め方。私が言いたいのは、この金額決まっとるけんもう例年この金額でいますというふうなことか、努力して減らしていくというふうなこととか、いろいろそこら辺のことをお願いします。

○井崎直樹企画財政課長

ふれあい郷の管理委託料7,875万円でございますが、これについては毎年精算という形でさせていただいてるというふうな認識をしております。詳細についての資料は今手元に持ち合わせておりません。後もってお答えしたいと思います。

以上でございます。

○草場祥則議員

調べてしもうた後のその計算。（「精査です」と呼ぶ者あり）精査、実績で。予算というのはどういうふうに立てるわけですか、それじゃあ。これはもう大体決まっとるわけですか、委託料というのは初めから1億円なら1億円やりますかというなことの決め方ですか。

○井崎直樹企画財政課長

ふれあい郷へ出す委託料、人件費等、それから電気、水道、ほういったものの積算基礎のもとに予算を定めて委託料を出していると、そして実績に基づいてかからなかった経費については戻していただくといった、精算という意味の精算でございます。詳細は、資料を今準備中でございます。

○草場祥則議員

非常に心配してますので、そういうふうにして委託料も決まっとるけんが、この予算どんなふうに使おうかというふうな、そういうふうなところまでチェックしてもらって、なるだけシビアにいてもらうように、ひとつよろしくをお願いします。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎直樹企画財政課長

済みません。コミュニティタクシーの前年度の比較という御質問を保留しております。26年度の利用者数、イコカーと予約制で26年は1万2,775人という人数でございました。27年度はお手元の資料で上げてたと思いますが、1万3,314人ですので、前年度より539人利用者はふえたということとなっております。

以上でございます。

もう一点、オイスカについての説明不足がありましたので御説明いたします。

オイスカ佐賀県推進協議会という規約もございます。目的としましては、この会はオイスカの事業を支援し協力するとともに、地域内における会員相互の連携を密にしオイスカ活動に寄与することを目的ということで、オイスカ佐賀が実施したところではフィリピン、スリランカ、マレーシア等に植林をしたとかといった事業報告が本町のほうにも事業活動報告として来ております。

以上でございます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数60ページの徴税費から62ページの戸籍住民基本台帳の前の賦課徴収費まで及びページ数64ページの選挙費から67ページの監査委員費まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、次にページ数123ページの消防費から127ページの防災費まで及び153ページの公債費から154ページの実質収支に関する調書まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がないようですので、これで決算の認定について総務部門の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

14時07分 休憩

14時20分 再開

○白武 悟議長

会議を再開します。

○井崎直樹企画財政課長

草場議員さんからそのときに御質問ありました保険で答弁が漏れておりますので、補足で御説明いたします。

ふれあい郷管理費でございますが、平成23年から27年までを指定管理者として委託

しております。また、工事等が別にあった場合には別途予算を計上し町のほうで工事を実施することにしております。

また、委託料の支払いにつきまして4期で支払っておりますが、4期目で精算という意味合いを含めて、その額が決まっているからということではなくて、その執行状況によって4期目の調整を図りながら支払いをしてるところでございます。

以上でございます。

日程第4

○白武 悟議長

日程第4、議案第57号「平成28年度白石町一般会計補正予算（第3号）」の総務部門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は、補正予算書の何ページ、補正予算説明資料の何ページとはっきりお示しください。

まず初めに、1ページから歳入16ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、次に歳出に入ります。

17ページから最終の44ページまでの総務部門について質疑ありませんか。

○秀島和善議員

1点だけお尋ねします。

説明資料の13ページです。

会計管理費ということで、一般財源として178万4,000円計上してありますけれども、担当課より7月31日付で274枚のカードが発行されているということでしたけれども、そうじゃないんですね。617枚のカードが発行されて274枚窓口に持っていることの説明がありましたけれども、178万4,000円というものはこの枚数を発行するために支出した予算だったんでしょうか。

○小池武敏会計管理者

住民課のほうで管理をしておりますマイナンバーにつきましては、本人さんから申請があってマイナンバーを交付するといったところだと思いますが、会計管理費で今回お願いしておりますのが、税務署へ源泉徴収票を提出する際に28年分から個人番号を入れることとなっております。その個人番号を管理する、入力するためのシステムを今回お願いするということが番号カードの発行とは全然違いますんで、その点よろしく申し上げます。

○白武 悟議長

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がないようですので、これで補正予算について総務部門の質疑を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。
あすも議案審議となっています。
本日はこれにて散会いたします。

14時25分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成28年9月12日

白石町議会議長 白 武 悟

署 名 議 員 岩 永 英 毅

署 名 議 員 溝 上 良 夫

事 務 局 長 吉 岡 正 博